

ブロック協議会及び支部の運営に係る助成金支給に関する内規

全日本自動車部品卸商協同組合

(目的)

第1条 この内規は、「地区別のブロック協議会設置規則（以下、ブロック協議会設置規則）」及び「都道府県別の支部設置規則（以下、支部設置規則）」に基づき、その運営に係る経費を全日本自動車部品卸商協同組合（以下、全部協）から助成金として支給する場合の必要な事項を定める。

(助成金の対象)

第2条 「ブロック協議会設置規則」及び「支部設置規則」に規定されたそれぞれの「業務」の実施に係る経費の内、以下の費目を助成金の対象とする。

- (1) 会議等（講習会、講演会を含む、以下同じ）開催のための会場借料費
- (2) 会議等で使用する機材借料費
- (3) 会議等へ招聘する外部講師へ支払う謝金、旅費
- (4) 会議等の際の飲料代（ペットボトル等）、喫茶、弁当代
- (5) 会議等を開催するために要した通信費及び送料運搬費
- (6) 会議等に使用するための資料の作成・制作費

(助成条件と助成上限額)

第3条 前条の各費目については、以下に掲げる条件を満たすものを対象とし、各経費の実費か助成上限額のいずれか低いものを助成する。

なお、ここで定める助成上限額は、諸情勢の変化により見直す事ができるものとする。

助成額の種類	助成条件	助成上限額等
会場借料費	組合員及び賛助会員の会社施設以外の、有料の会場を借用して会議等を開催する場合。	10万円を上限とする。
機材借料費	会議等で使用する機材（プロジェクター、スクリーン、マイク等）を有料で借用する場合。	5万円を上限とする。
外部講師謝金等	事前に全部協から了承が得られた外部講師※に支払う、講演料、講演のための資料原稿料、講演会場までの旅費・交通費。	全部協の「外部委員及び外部講師謝金等支給規程」に基づき助成する。
飲料代、喫茶代、弁当代	会議で参加者に給仕する飲料代（ペットボトル等）、喫茶代、軽食・弁当代。	合計金額で参加者1人当たり3,000円を上限とする。
通信費、送料運搬費	会議等開催案内、出欠確認に要した、郵送料、	参加者1人当たり500円を

助成額の種類	助成条件	助成上限額等
	宅配便料、等。	上限とする。
資料作成・制作費	会議等に使用する資料のコピー費、印刷費、製本費。	参加者1人当たり1,000円を上限とする。

※外部講師を招聘する場合は、①氏名、②所属組織名、③職位、④所属組織所在地、⑤講演内容・演題、等を事前に全部協に照会し、全部協が了承した場合に助成金の対象とする。

(助成金の請求・支払い方法)

第4条 第2条の各費目については、会議等を開催したブロック協議会及び支部から、請求書ないし領収書を添付の上、別紙様式（ブロック協議会及び支部の運営に係る助成金請求書）により全部協に請求するものとする。

2. 全部協は前条の助成条件に適合することを確認したうえで、各費目ごとに請求元から指定された銀行口座に銀行振込により支払う。
3. 外部講師謝金等については、全部協の「外部委員及び外部講師謝金等支給規程」に基づき、全部協から外部講師へ直接支払う。

(その他)

第5条 この内規に定めがない新たな必要事項は、理事会で審議・決議追加する。

附 則

この内規は、令和4年10月21日から施行する。

【附表】：「外部委員及び外部講師謝金等支給規程」に定める支出基準

◆ 謝金等の支出金額（消費税抜き）は、次の基準を上限とする。

1. 謝金（外部講師謝金、外部委員手当、外部専門家謝金）		
（1）外部講師謝金		
①大学教授、弁護士、弁理士及び公認会計士等	1時間	50,000円
②大学准教授・講師、技術士、司法書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター等	1時間	40,000円
③民間企業（組合員及び賛助会員以外の企業で、自社の営業・宣伝・利益誘導・勧誘が含まれず、組合員の経営全般に資する中立的立場の民間企業外部講師。）		
a)企業経営者等	1時間	40,000円
b)部長クラス	1時間	30,000円
c)課長クラス	1時間	20,000円
d)その他	1時間	15,000円
④社団法人・組合等		
a)役員等	1時間	40,000円
b)事務局長	1時間	30,000円
c)その他	1時間	20,000円
⑤公的機関		
a)役員等	1時間	40,000円
b)部長クラス	1時間	30,000円
c)課長クラス	1時間	20,000円
d)その他	1時間	15,000円
（2）外部委員手当（同日の複数の委員会を開催した場合の支給は1回とする）		
①委員長（内部委員を除く）	1回につき	30,000円
②その他の専門会員（内部委員を除く）	1回につき	20,000円
（3）外部専門家謝金（実地調査謝金含む）		
①大学教授、弁護士、弁理士及び公認会計士等	1回又は1日	40,000円
②大学准教授・講師、技術士、司法書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター等	1回又は1日	30,000円
③その他	1回又は1日	20,000円
（4）上記以外の者又は上記によりがたい場合、謝金の額は理事長の決裁によるものとする。		
2. 原稿料等		
①原稿料	400字	3,000円
②翻訳料（英文）	400字	4,500円
③翻訳料（その他）	400字	5,000円
3. 旅費		
全日本自動車部品卸商協同組合が定める国内出張旅費規程による。ただし、委員等に対して謝金が支払われた場合には、国内出張旅費規程に定める日当を支給しない。		

(別紙)

年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合

理事長 森川 等 殿

(ブロック協議会・支部)代表

企業名：

代表者：

印

ブロック協議会及び支部の運営に係る助成金請求書

このたび、_____ (ブロック協議会・支部)にて、下記の(会議、講演会、講習会)を開催したので、「ブロック協議会及び支部の運営に係る助成金支給に関する内規」に基づき助成金を請求いたします(該当箇所には○印を付す)。

記

1. 開催会議名等

2. 開催期日

年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分

3. 開催場所名

4. 同住所

(〒 -)

5. 参加員数

名(参加者名簿添付：組合員、賛助会員、非組合員を分ける)

6. 振込先

(1)か(2)に○印を付す

(1)添付請求書の請求元へ支払(※1) ・ (2)立替者へ支払(以下①~⑥へ記載)

①金融機関

②支店名

③口座種目

④口座番号

⑤口座名義

⑥フリガナ

7. 助成金請求内訳

No.	費目	金額(円)	摘要	備考
1	会場借料費		実費、上限額10万円	費目毎の、請求書ないし領収書 (各内訳付き)を添付。
2	機材借料費		実費、上限額5万円	
3	飲料代、喫茶代、弁当代		参加者当たり3,000円までの 実費	
4	通信費、送料運搬費		参加者当たり500円までの 実費	
5	資料作成、制作費		参加者当たり1,000円までの 実費	
合計				

注-1：組合員等へ発出した会議等開催案内状を本請求書に添付してください。

注-2：外部講師を招く場合は事前に全部協へお知らせください。外部講師への謝金等は全部協から直接支払ます。

注-3：(※1)を選択された場合は、添付請求書記載の振込先へ全部協から直接支払ます。

以上